

1 業務の名称

外国人観光客ニーズ調査およびモデルプラン作成事業業務

2 業務の趣旨・目的

本事業は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、訪日旅行先としての本県の知名度の向上とブランド化を図り、本県への興味・関心を喚起するため外国人観光客のニーズ調査を実施するとともに県内のモデルプランを作成する。

3 事業の内容

別添仕様書のとおり

4 予算額

5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は、含まない（提案者の負担とする。）。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出をお願いします。

5 契約期間

契約締結の日から平成30年3月23日（金）まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・国税及び地方税を滞納していない者
- ・当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

7 スケジュール

- | | | |
|----------|--------------------------|----|
| (1) 参加申込 | 平成29年9月28日（木）午後5時 | 必着 |
| | ※詳細は、下記8のとおり | |
| (2) 質問受付 | 平成29年9月29日（金）午後5時 | まで |
| | ※詳細は、下記9のとおり。 | |
| (3) 応募期限 | 平成29年10月6日（金）午後5時 | 必着 |
| | ※詳細は、下記10のとおり。 | |
| (4) 審査 | 平成29年10月10日（火）～10月16日（月） | |
| | ※詳細は、下記11のとおり。 | |
| (5) 結果発表 | 平成29年10月中旬 | |

8 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書(様式1)」を郵送又は持参により提出してください。

- (1) 提出期限 平成29年9月28日(木)午後5時 必着
- (2) 提出先 〒371-0026 群馬県前橋市大手町2-1-1 群馬会館3階
公益財団法人群馬県観光物産国際協会

9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付けます。

- (1) 受付期間 平成29年9月29日(金)午後5時 まで
- (2) 質問様式 質問様式(様式2)による。
- (3) 質問方法 FAX又はEメールによる。
 - ①FAX 027-243-7275
 - ②Email gtia@gtia.jp

※Emailの場合は件名を「外国人観光客ニーズ調査およびモデルプラン作成事業業務 質問事項」としてください。

※FAX又はEメールにより質問を提出した後は以下まで必ず連絡願います。
(電話) 027-243-7273
- (4) 提出先 公益財団法人群馬県観光物産国際協会
- (5) その他 質問に対する回答は、10月2日(月)までに質問者及び参加申込の意思表示があった業者へ、FAX又はEメールで回答します。

10 応募の手続き等

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書表紙(様式3) 1部
 - イ 企画提案書本体(任意様式) 6部
 - ウ 業務実施体制(様式4) 6部
 - エ 作業工程(任意様式) 6部
 - オ 費用見積書(任意様式) 1部

宛名は「公益財団法人群馬県観光物産国際協会 理事長 市川捷次」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。

 - カ 会社概要(パンフレット等) 6部
 - キ 法人登記簿謄本 1部
 - ク 決算書 1部
 - ケ 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式5) 1部
 - コ その他資料(適宜)
- (2) 提出方法・提出期限
 - ア 提出方法 (3)の提出先あて、持参又は郵送による
 - イ 提出期限 平成29年10月6日(金)午後5時 必着
- (3) 提出先
〒371-0026 群馬県前橋市大手町2-1-1 群馬会館3階 公益財団法人群馬県観光物産国際協会
(電話) 027-243-7273
- (4) 応募書類の取扱い
 - ・提出された応募書類は返却しません。
 - ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。
- (5) その他注意事項
 - ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
 - ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。
 - ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。

- ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡いただくとともに、その旨を書面にて提出願います。

11 審査

提出された書類に基づき、以下の項目を審査し、受託の優先交渉者を決定します。なお、審査結果は、平成 29 年 10 月中旬を目処に、応募者全てに文書により通知します。

(審査基準)

- ・趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・企画提案内容に関すること（企画力、実現性・具体性、構成内容、オリジナリティ、表現方法）
- ・実施体制等に関すること（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、事業実績）
- ・積算に関すること（見積金額の妥当性）
- ・総合評価（全体的な整合性）

12 契約

- ・上記 11 において選定された者を事業の委託契約候補者とします。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県観光物産国際協会との交渉で決定します。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県観光物産国際協会に帰属します。

外国人観光客ニーズ調査およびモデルプラン作成事業 仕様書

1 業務名称

外国人観光客ニーズ調査およびモデルプラン作成事業

2 実施時期

契約締結の日から平成 30 年 3 月 23 日（金）まで

3 業務の趣旨・目的

本事業は、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、訪日旅行先としての本県の知名度の向上とブランド化を図り、本県への興味・関心を喚起するため外国人観光客のニーズ調査を実施するとともに県内のモデルプランを作成する。

4 事業の内容

(1) 外国人観光客ニーズ調査

- ・スノーアクティビティに関心の高い外国人を対象にしたインターネットアンケートを実施する。
- ・対象市場は台湾、中国、オーストラリアとする。
- ・アンケートの作成言語は対象市場に合わせて繁体字、簡体字、英語とする。
- ・サンプル数は各市場で100以上とする。
- ・アンケートの質問数 15 問以上。全て選択式とし、自由記載はなしとする。また写真（40 枚程度）を組み合わせた質問が可能な形式とすること。
- ・アンケートは「訪日スキー旅行で重視するポイント」や「本県観光地・観光施設への関心度」などを調査することで（2）モデルプラン作成業務に活用できる内容とする。なお個々の質問項目は群馬県観光物産国際協会と十分な協議を行い、決定すること。
- ・アンケート結果を日本語で作成し、群馬県観光物産国際協会に提出すること

(2) モデルプラン作成

インバウンド有識者による視察・助言をもとに群馬県内の観光コンテンツの洗い出しをするとともにモデルプランを作成する。

- ・インバウンド有識者は訪日旅行におけるアウトドア旅行やスキー旅行に詳しいものとする
- ・有識者は1名以上とする
- ・作成するモデルプランは冬季のプランとすること
- ・スノーリゾートでの滞在を念頭に、滞在地（スキー場近く）からの県内の観光地その他施設等への「日帰りプラン」と「1泊以上プラン」を作成すること
- ・プランの作成数は「日帰りプラン」は2本以上、「1泊以上プラン」は1本以上とする
- ・作成にあたっては必ず現地視察を行うこと。また訪日外国人のニーズに沿ったプランとすること
- ・作成したモデルプランは報告書として提出すること

- ・作成したモデルプランをPRするためのチラシをデザインすること。デザインしたデータは編集可能な形式(ai等)にて群馬県観光物産国際協会に納品すること。なおチラシの印刷は業務に含めない。

5 実績報告書及び成果物の提出

事業が完了したときは、速やかに実施報告書を作成し、成果物と合わせて提出すること。

実施報告書は、上記4(1)、(2)の事業ごとに事業名、実施時期、事業内容をとりまとめ、写真や表などを用いて簡潔に記載すること。

なお、各事業の実績・効果を把握するための測定方法(情報収集の方法など)を提案し、測定結果として実施報告書に記載すること。

業務実施報告書

- ・業務実施報告書(A4冊子:写真・画像等はカラーとする) 3部
- ・業務実施報告書データ(CD-ROM) 1枚

6 その他

- (1) 業務実施にあたっては群馬県観光物産国際協会と連携を密にし、必要な打合せ・相談を行い、仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、群馬県観光物産国際協会と協議により決定するものとする。
- (2) 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県観光物産国際協会に帰属するものとする。